

農業競争力強化支援法案の概要

平成29年 2月
農林水産省**I 目的**

(第1条)

農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革を推進することと併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要である。

このため、国の責務、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業（以下「農業生産関連事業」という。）の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。

II 法律案の概要**1 国の責務等****(1) 国の責務**

(第3条)

国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有する。

(2) 関係行政機関の連携協力

(第6条)

関係行政機関は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力する。

2 国が講ずべき施策**(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策**

(第8条～第10条)

① 農業資材事業に係る事業環境の整備

ア 農業資材に係る規制の見直し

イ 農業資材に係る開発の促進

ウ 少量多品種な生産資材の銘柄集約のための地方公共団体等の基準の見直し

エ 種子その他の種苗に係る民間事業者による生産及び供給等の促進

② 農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進

③ 農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化

(2) 農産物流通等の合理化を実現するための施策

(第11条～第15条)

① 農産物流通等事業に係る事業環境の整備

ア 農産物流通等に係る規制の見直し

イ 農産物流通等に係る規格の見直し

ウ 農産物流通等の効率化に資する情報通信技術その他の技術の活用の促進

② 農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進

③ 農産物の直接販売の促進

④ 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化

⑤ 農産物の品質等についての適切な評価

(3) 調査及び施策の検討

(第16条)

- ① 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表する。
- ② 政府は、おおむね五年ごとに、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

(1) 実施指針

(第17条)

主務大臣（農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣）は、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針を定める。

(2) 計画の認定

(第18条～第22条)

事業再編又は事業参入の促進の対象となる農業生産関連事業を行う又は新たに行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣（農林水産大臣及び事業再編計画又は事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣）の認定を受けることができる。

(3) 支援措置

(第23条～第30条)

計画認定を受けた農業生産関連事業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）による出資等の特例
〔 農業者が主体となった六次産業化事業者への出資に加え、計画認定を受けた農業資材事業者及び農産物流通等事業者への出資等を行えるよう、特例措置を講ずる。〕
- ② 株式会社日本政策金融公庫による融資等の特例
- ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の特例 等

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日

(附則第1条)

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

2 調査・検討に関する経過措置

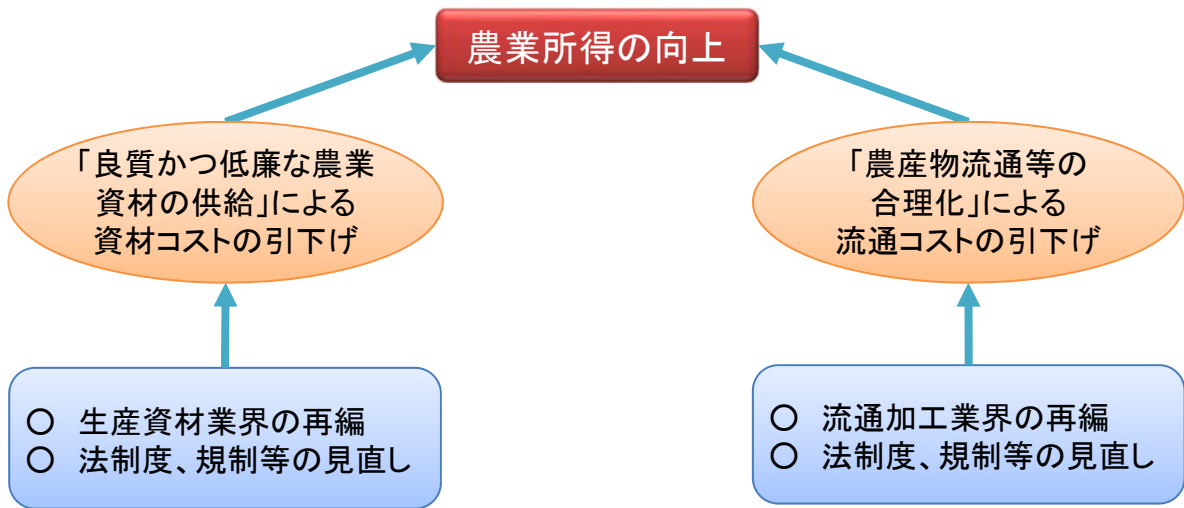
(附則第2条)

Ⅱ 2 (3) の①について、最初の調査は法律の施行の日からおおむね一年以内に行い、②について、最初の施策の検討は法律の施行の日からおおむね二年以内に行う。

農業競争力強化支援法案の概要

趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



法案の概要

国が講ずべき施策

1. 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
 - 良質低廉な農業資材の開発の促進 (第8条)
 - 農産物の消費者への直販の促進 (第13条) 等
2. 事業再編・事業参入の促進 (第9条、第12条)
3. 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
4. 定期的な施策の検討
 - 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条) 等

事業再編及び事業参入を促進するための措置

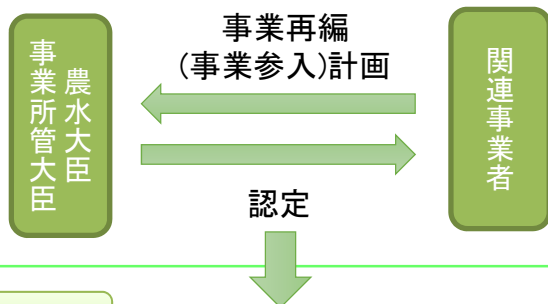
実施指針

(第17条)

対象事業の将来の在り方 等

計画認定

(第18条～第22条)



支援措置※

(第23条～第30条)

- ① 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資
- ② 日本政策金融公庫の融資
- ③ 中小企業基盤整備機構の債務保証 等

※ このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例 (登録免許税、法人税等)